

平成 30 年度 新潟県特定診療科奨学生募集要項

1. 応募資格 医学部 5・6 年生又は平成 30 年度から臨床研修を受けている研修医で、臨床研修修了後、新潟県内で産科医又は精神科医として勤務する人（出身地、大学、臨床研修病院の県内・県外は問いません）
2. 募集人数 6 名（産科 3 名、精神科 3 名）
3. 支給期間 最長で医学部 5 年次から臨床研修修了までの 4 年間
4. 支給金額 月額 20 万円
5. 奨学生の義務 臨床研修修了後、貸与期間の 2 倍の期間、新潟県内の指定医療機関に産科又は精神科の常勤医師として勤務すること
（臨床研修を受けなくなったり臨床研修修了後、新潟県内で産科又は精神科の医師として勤務しなかった場合には、奨学金の返還義務が生じます。返還の義務の詳細については、後述します。）
6. 出願手続き 次の書類を揃え、公益財団法人新潟医学振興会（以下「財団」という。）事務局に提出して下さい。
 - ①医学部 5・6 年生
 - 1) 奨学生願書
 - 2) 在学証明書
 - 3) 学業成績表
 - ②臨床研修医
 - 1) 奨学生願書
 - 2) 臨床研修病院からの推薦状
7. 願書受付期間 平成 30 年 5 月 25 日（金）から平成 30 年 7 月 6 日（金）17 時まで（郵送の場合は 7 月 6 日の消印のあるものは受け付けます。）
8. 奨学生の選考および決定 財団の選考委員会において、応募者からの提出書類と面接をもとに審査を行い、最終的に財団理事長が奨学生を決定し、本人に通知します。
なお、採用にならなかった人にもその結果を通知します。
9. 誓約書の提出 奨学生決定の通知を受けた人は、誓約書を提出して下さい。
誓約書の用紙は奨学生決定通知の際、財団事務局から送付します。
10. 奨学金の振込 奨学金は、奨学生の本人名義の口座に 3 ヶ月に 1 回（4 月、7 月、10 月、1 月）60 万円を振り込みます。
ただし、初年度の初回の奨学金は、奨学生決定後に到来する直近

の支給月に4月からの奨学金を合算して振り込みます。

11. 報告書の提出 臨床研修が修了した時点及び臨床研修修了後、上記5の県内指定勤務を履行した時点で、報告書を提出して下さい。
報告書の用紙は、それぞれの提出時期が近付いた段階で財団事務局から送付します。

12. 返還の義務 以下の人には、奨学金の返還義務が生じます。
- 1) 退学した場合
 - 2) 2年間の臨床研修期間内に研修を受けなくなった場合
 - 3) 臨床研修修了後、新潟県内の指定医療機関での勤務義務を履行しなかった場合

返還額は、以下のように定めます。

- ・上記1)の人は、退学までに支給された奨学金と同額
- ・上記2)の人は、研修を受けなくなるまでに支給された奨学金と同額
- ・上記3)の人は、新潟県内の指定医療機関で産科又は精神科の医師として勤務しなかった月数に10万円をかけた額（最大960万円）。
(その月に1日でも勤務した事実があればその月は勤務月とみなします。)

返還に関する手続きや返還方法などについては、財団事務局にご相談ください。

13. その他 ご不明な点がございましたら、財団事務局にご連絡ください。
また、財団についてお知りになりたければ、財団のホームページをご覧ください。

公益財団法人新潟医学振興会 事務局

〒951-8510

新潟市中央区旭町通 1-757

新潟大学医学部内

TEL : 025-227-2176

FAX : 025-225-5555

E-mail: medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

Home page: <http://www.niigata-mf.or.jp/>